

# JCAP 会員規約

## 第 1 章 総則

### 第1条 (目的)

Neutral 株式会社 (以下「当社」という)の運営する Japan Collegiate Athlete Protection (以下「JCAP」という)は、体育会学生アスリートの支援を中心とした活動を通じて、スポーツの発展と普及及びアスリートの社会での更なる活躍に貢献することを目的とする。

## 第 2 章 会員資格

### 第2条 (会員種別・資格)

1. 第 1 条に定める JCAP の目的に賛同し、第 3 条に定める入会手続きを経て、当社により承認されたものを会員とする。
2. 会員の種別は、次の Web サイト上に定める会員種別のとおりとする。

URL:

<http://neutral-hsmg.jp/cms/wp-content/themes/neutral/assets/pdf/jcap/membertype.pdf>

### 第3条 (入会)

入会希望者は、JCAP の活動目的に賛同し、当社所定の申込み方法により申込みをし、当社の承認を得て会員となるものとする。

### 第4条 (入会不承認)

次の各号に定める事由に該当する場合、当社は入会を承認しないことがある。

- ① JCAP の目的に賛同していないと当社が判断したとき。
- ② 過去に JCAP からの除名処分を受けたことがあるとき。
- ③ 入会申込みの申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合。
- ④ 入会希望者の事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると当社が判断したとき。
- ⑤ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人、及びこれらと事業上、経済上その他の面で密接な関係がある者 (以下「反社会的勢力」という)、または反社会的勢力に該当しなくなってから 5 年を経過しない者であるとき。
- ⑥ その他、当社が会員として不相当と認めたとき。

### 第5条 (有効期間と更新)

1. 会員登録の有効期限は、第 3 条の規定により会員になった日から起算して 1 2 か

月後の属する月の末日まで（以下「初年度」という）とし、以降自動継続されるものとする。但し、JCAP 会員申込書に記載した有効期限を優先して適用するものとする。

2. 更新後の有効期間は1年間とし、その後もまた同様とする。
3. 前2項の定めにかかわらず、アスリート会員、団体会員、特別会員については、会員から退会の申し出または会員資格の喪失をしない限り無期限とし、自動継続されるものとする。但し、団体会員、特別会員のうち、第6条第3項の規定により個別に定められた年会費の支払義務のある会員については、年会費を支払期日までに支払わなかった場合には会員資格を失うものとする。
4. 法人会員については、年会費を支払期日までに支払わなかった場合に会員資格を失うものとする。

#### 第6条 （会費）

1. 会員は当社又は当社の指定する運営委託先に対し、本条に定めるところに従い入会費及び年会費（以下併せて「会費」という）を支払わなければならない。
2. 会費の金額は、次の Web サイト上に定める。

URL:

<http://neutral-hsmg.jp/cms/wp-content/themes/neutral/assets/pdf/jcap/feertype.pdf>

3. 会員は、前項に定める会費を、別途当社の定める支払期日までに、別途当社の指定する金融機関の口座に振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は会員の負担とする。
4. 会員が当社に支払った会費については、その理由の如何を問わず、返還しないものとする。

#### 第7条 （変更の届出）

1. 会員は、その氏名、住所、または連絡先等について、当社への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。
2. 当社は、会員が前項の通知を行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

#### 第8条 （会員種別の変更）

会員は、当社の同意・承認を得て、その会員種別を変更することができる。

#### 第9条 （退会）

1. 会員は、退会をしようとする時は、その退会の日から1箇月前までに、当社所定の方法により退会の通知をすることにより、退会することができる。
2. 途中退会であっても、納入済みの会費は返還されない。

3. 途中退会であっても会費が納入されている場合は、当該年度末まで会員としての権利を有するものとする。

#### 第10条 (会員資格の喪失)

1. 会員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認めた場合、当社は、会員資格を喪失、除名させることができる。
  - ① 会員としての品格を損なう行為があると当社が認めた場合
  - ② 本規約、またはその他当社が定める規約、当社との間で合意をした約定に違反をした場合
  - ③ 本規約及び本規約以外において当社との間の取り決めにより当社に通知をすべき事項について、通知を怠りまたは虚偽の通知をした場合。
  - ④ 当社の事前の同意なく、当社の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合。
  - ⑤ 当社の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合。
  - ⑥ 当社の事業活動を妨害する等により、当社の事業活動に悪影響を及ぼした場合
  - ⑦ 法令または公序良俗に違反した場合
  - ⑧ 支払停止または支払不能の事由を生じた場合
  - ⑨ 反社会的勢力や団体またはその関係者であると認められた場合
  - ⑩ 解散の決議（法令による解散を含む）をした場合
  - ⑪ 当社を通じて知り合った会員同士に対して、過剰な営業行為等の迷惑行為があると当社が認めた場合
  - ⑫ 当社の目的と協調しがたい事業などに参画したと当社が認めた場合
  - ⑬ 会費の支払いをせず、督促後なお 3 箇月以上支払いをしない場合。この場合において、滞納した会費の支払義務は免れない。
  - ⑭ その他、当社が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合または当社が信用不安と判断する相当の事由が発生した場合
2. 前項によって会員が会員資格を喪失、除名された場合、第 9 条第 2 項と同様、納入済みの会費は返還されない。

### 第 3 章 会員の権利と義務

#### 第11条 (会員の権利)

1. 会員は、JCAP ロゴの使用権及び JCAP ホームページへのサポーターリストにロゴ／名称の掲載をする権利を有する。
2. 前項以外の会員の権利は次の Web サイト上に定める。

URL:

[http://neutral-hsmg.jp/cms/wp-content/themes/neutral/assets/pdf/jcap/membership\\_rights.pdf](http://neutral-hsmg.jp/cms/wp-content/themes/neutral/assets/pdf/jcap/membership_rights.pdf)

#### 第12条 (会員の義務)

1. 会員は、本規約ならびにその他当社が定める規約、当社との間で合意をした約定を遵守する。
2. 会員は、当社からのアンケート、イベント告知等依頼事項について、可能な範囲で積極的に対応する。

#### 第13条 (会員資格の喪失にともなう権利及び義務)

会員がその資格を喪失したときは、JCAPに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

#### 第14条 (会員情報の取扱い)

会員は、当社に対して提供した会員の個人情報を、以下にあげる利用目的の範囲内で当社及びJCAPが利用することに同意するものとする。

- ① 会員が提供する各種サービスやJCAPの活動を会員に知らせる必要がある場合
- ② 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもとJCAPのウェブサイトや販促物等に掲載する場合
- ③ JCAPの運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
- ④ 当社が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合
- ⑤ 個人情報に関する法令及びその他の規範に記載されるやむを得ない場合の情報開示など

### 第4章 当社の義務

#### 第15条 (運営責任者の専任)

当社は、JCAPの運営責任者を選任し各種事業を遂行するものとする。

#### 第16条 (個人情報の取扱い)

当社は、入会に際して会員より届け出られた利用者本人を識別する情報(以下「個人情報」という)を厳に秘密として管理し、第14条の規定により利用する以外の場合においては、会員の事前の承諾なく第三者に提供または開示しないものとする。ただし、次のいずれかの場合には、会員の事前の同意なくして当社は、第三者に対して個人情報を提供または開示できるものとする。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆の衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場

合であって、会員の同意を得ることが困難であるとき

- ④ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ⑤ 個人情報保護法に違反しない方法で提供する場合
- ⑥ 当社が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するとき

## 第5章 その他

### 第17条 (機密保持)

1. 当社及び会員は相手から資料、電磁的記録媒体、その他の媒体または方法により提供された経営上、営業上その他業務上の情報であって、相手方が機密として保持するもの（以下「機密情報」という）について、善良なる管理者の義務をもってその機密を保持するものとする。本条の目的のため、当社の開示する情報については、当社より別途通知がなされない限り、全て機密情報として取り扱うものとする。
2. 前項に拘らず、本契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとする。
  - ① 既に公知のもの、または自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
  - ② 既に所有しているもの
  - ③ 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
  - ④ 相手方から書面により開示を承諾されたもの
  - ⑤ 機密情報によらず独自に開発しまたは知り得たもの
3. 本条の機密保持義務は、JCAPの退会後も5年間継続するものとする。

### 第18条 (知的財産権)

1. 当社によって提供される情報の著作権等の知的財産権(著作権法第27条及び第28条の権利並びに特許及び登録を受ける権利を含む。)は当社に帰属する。
2. 当社によって提供される情報を、複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、法令に違反して使用することを禁止する。

### 第19条 (損害賠償)

1. 会員は、JCAPの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害をこうむった場合であっても、JCAP及び当社は一切責任を負わないものとする。
2. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。
3. 会員間の問題に関して、JCAP及び当社は一切の責任を負わないものとする。

4. 会員が、本規約及びその他法令等に違反する行為によって、JCAP または当社に損害を与えた場合には、JCAP または当社は当該会員に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

#### 第20条 (本規約の追加・変更)

1. 規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、当社の決議により定めるものとする。
2. 当社は、本規約の全部または一部を変更することができる。
3. 変更された本規約は、以下の JCAP の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約を遵守しなければならない。

URL :

[http://neutral-hsmg.jp/cms/wp-content/themes/neutral/assets/pdf/jcap/membershipagreement\\_v2.pdf](http://neutral-hsmg.jp/cms/wp-content/themes/neutral/assets/pdf/jcap/membershipagreement_v2.pdf)

#### 第21条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員は、次の各号の事項を確約する。
  - (1) 自らまたは自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
  - (2) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本契約の締結及び履行をするものではないこと。
  - (3) 将来も前各号に該当しないこと。
2. 当社は、会員が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本会員契約を解除し、会員資格を喪失、除名させることができる。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
  - (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると推定されるとき。
3. 当社は、会員が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には何らの催告を要せず、本会員契約を解除し、会員資格を喪失、除名させることができる。
  - (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。

- (5) その他前各号に準ずる行為。
4. 当社は、本条各項の規定により本契約を解除した場合には、会員に損害が生じても何らこれを賠償することを要しない。

**第22条** (裁判管轄)

本契約に関し甲乙間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**制定日** 2019年3月1日

**改定日** 2020年3月26日